



三木市記者発表資料（令和6年5月28日発表）			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
市民生活部 環境政策課	課長 大塚芳徳 (内線 2380)	環境政策係	0794-82-2000 (内線 2389)

タイトル

省エネ家電購入にかかる費用の補助を開始 ～市内の温室効果ガス排出量の削減を推進します～

本件のポイント

- ・エネルギー消費性能に優れた家電製品に買い替えることにより、家庭における電気代とエネルギー消費量を削減し、市内の温室効果ガス排出量の削減を推進することを目的とします。
- ・国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業です。

説明文

電気料金高騰による市民生活への影響を軽減し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量削減を図るため、エアコン、テレビ、冷蔵庫を省エネ性の高い製品へ買い替える費用の一部を補助します。

1 期 間

- (1) 購入設置 令和6年6月1日（土）～令和6年12月31日（火）
- (2) 申請受付 令和6年6月3日（月）～令和7年2月28日（金）

2 対 象 者

- (1) 市内に住所を有する者であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員等でないこと。
- (4) 助成金、補助金等の交付を受けていないこと。

3 対象家電（エアコン、冷蔵庫、テレビ）

- (1) 既存の家電に替えて購入した、通常生活用の新品の家電であること。
 - (2) 購入に要した費用が5万円以上であること。
 - (3) 市内に所在する家電販売店の実店舗で購入したこと。
 - (4) 各家電における省エネ基準達成率100%以上を達成していること。
- ※ 詳細は市ホームページをご参照ください。

4 補助金額

補助対象経費の20%（上限20,000円、千円未満切捨て）

※ 補助対象経費とは、購入に要した費用のうち家電本体、設置に必要な工事費の消費税込みの合計額です。ただし、配送料、延長保証料、値引き、ポイント利用分などは対象外です。



5 申請について

補助要件や必要書類などの詳細を市ホームページからご確認ください。

申請様式は、ダウンロードいただくか、担当窓口までお越しください。

<https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/22/67534.html> （市ホームページ）



本案件は次の SDGs 目標に関連します。

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



11 住み続けられる
まちづくりを



12 つくる責任
つかう責任



13 気候変動に
具体的な対策を

